

1月1日から「届け出制度」が始まります!

●届け出が必要な建築物の規模など

1 建築物

新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）を行う場合で、次のいずれかに該当する場合

- ①商業地域で、高さが15mを超えるもの
- ②商業地域以外で、高さが10mを超えるもの
- ③延べ面積が1,000㎡を超えるもの

2 工作物

新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕・模様替え・色彩の変更）を行う場合で、次のいずれかに該当する場合

- ①煙突、広告塔など建築基準法施行令第138条で指定されている工作物で、高さが15mを超えるもの
- ②よう壁で高さが10mを超えるもの など

※工作物…煙突、広告塔、鉄塔、よう壁、高架道路など。

3 開発行為

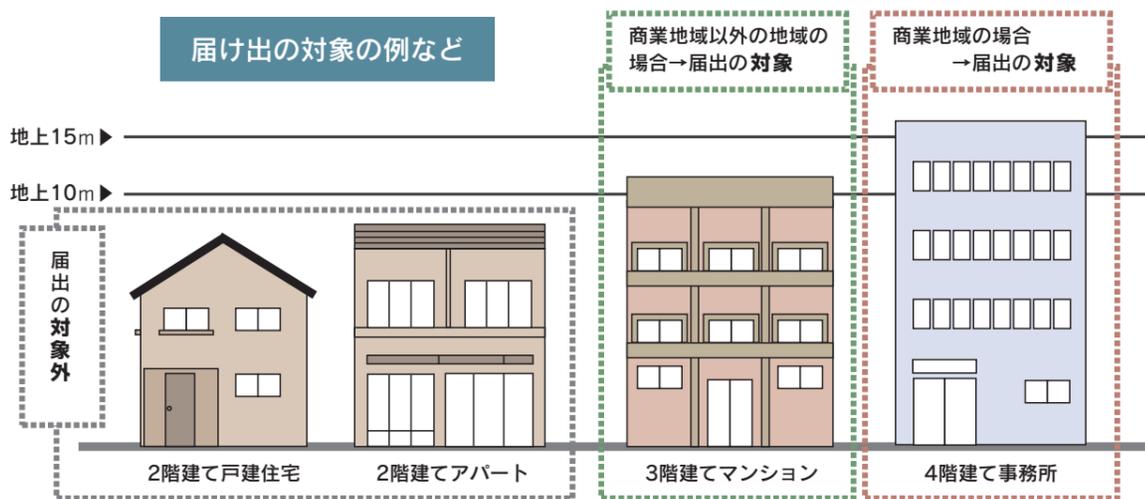
3,000㎡以上の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

4 良好な景観形成に支障のある行為

- ①土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が3,000㎡を超えるもの、または高さが5mを超えるのり面を生じるもの
- ②木竹の植栽または伐採で、その面積が3,000㎡を超えるもの など

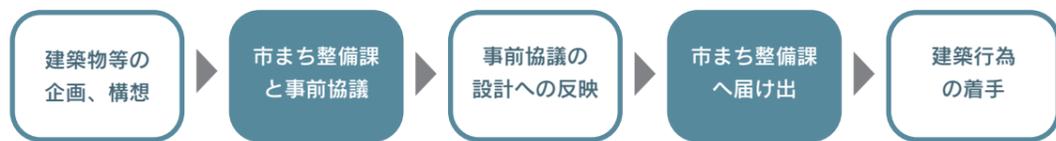
※詳しくは、まち整備課にお尋ねください。

届け出の対象の例など



※建物の階数は目安です。建築物の階高によって、届け出の対象かどうか変わりますのでご注意ください。

●届け出が必要な場合の届け出の流れ



※景観計画や届け出制度の詳細は、市ホームページにも掲載しています。

📍まち整備課 ☎24-1111

「佐世保市景観計画」「佐世保市景観条例」を策定 佐世保の景観を守り、育て、つくっていきます

本市では、佐世保らしい魅力ある景観づくりに向け、昨年9月に「景観計画」と「景観条例」を策定しました。美しい景観は、将来にわたる市民共有の財産です。市民、事業者、行政が力を合わせて、美しい景観を守り、育て、つくっていきましょう。

景観づくりの新しいルール

本市ではこれまで、平成2年度に「佐世保市都市景観形成基本計画」を、9年度に「心やさしい海辺のまち・佐世保の景観づくり要綱」を制定し、個性豊かな佐世保らしい景観づくりに取り組んできました。

しかし近年、佐世保駅前周辺の都市開発や大型商業施設の進出等により市街地の様子が急速に変化してきており、また市町合併により、観光名所や風情ある街並みが新たに加わるなど、本市の景観を取りまく環境が大きく変化してきています。

一方、全国的には、美しく風格ある国土の形成を目指す「景観法」が平成16年に施行され、地方自治体の景観づくりの取り組みを支援するさまざまな仕組みが用意されました。こうした状況を受け、本市では景観法を活用し、これまでの取り組み

をより一層推進していくため、市民の皆さんの意見を聞きながら新たなルールづくりに取り組み、昨年9月に「景観計画」と「景観条例」を策定し、本年1月1日に施行しました。

個性を生かす9つのエリア

佐世保市景観計画は、これまで取り組んできた景観行政を基盤として、これからも佐世保らしい景観を、守り、育て、つくっていきましょうという計画です。計画は市内全域（江迎・鹿町地域は来年度から）を対象とし、海・山・市街地のつながりなどを考え、地域の個性を生かした景観づくりを進めていくため、市内を9つのエリアに分類し、それぞれに目標や方針などを定めました。本市では、この目標を基本として、佐世保らしい景観づくりをさらに進めていきます。

「届け出制度」が始まります

景観条例の制定に伴い、周辺の景観に大きな影響を与える建築物・工作物を建てる場合や、一定以上の規模の開発を行う場合は、1月1日から、事前に「届け出」が必要になりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

景観 計画

地域の個性を生かす 9つのエリアと景観形成の目標

